

## 民法改正に伴う入院誓約書等の変更について

### 入院患者様の連帯保証人となられる方へ

この度、令和2年4月1日より「民法の一部を改正する法律（債権法改正）」が施行されます。

それに伴い、入院誓約書に記載いただく連帯保証人に対し、「極度額（負担金額の上限額）」を設けることとなりました。この「極度額」を設けることは、連帯保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないよう、連帯保証人を守る法律となります。

また、「極度額」を定める際、連帯保証人と病院間での合意が必要となり、対面・お電話等で説明を行わせていただきますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

※ 極度額とは、入院診療費・その他諸料金について、患者様が支払いをしなかった場合に、連帯保証人が引き受ける上限金額のことです。

### 極度額（連帯保証人の保証金額の上限額）について

- ・ 当院では、極度額を 50万円 と設定させていただいております。
- ・ 極度額については、連帯保証人と病院間での同意が必要です。
- ・ 入院前もしくは入院当日、入院と手続きのご説明と共に入院誓約書・極度額についてご説明させていただきます。その際、連帯保証人が同席されていない場合については、患者様より連帯保証人となられる方へご説明いただき、極度額について同意の上、入院誓約書の連帯保証人欄へ記入・押印をお願い致します。
- ・ 連帯保証人となられる方へ直接または電話等でご説明を希望させる場合はお申し出ください。

### 参考

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

以上、入院誓約書・極度額等に関して、ご不明な点等ございましたら、下記担当者あてにご連絡ください。

医療法人 永富  
永富記念病院 事務課:入院係